

農業委員会だより



かめおか

編集発行

亀岡市農業委員会

亀岡市役所内

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地

電話:0771-22-3131(代表)

電話:0771-25-5059(直通)

亀岡市の豊かな自然



もくじ

- 亀岡市の豊かな自然…………… 表紙
- 地域の取り組みと農業者の紹介…………… 2
- 地域計画の策定について…………… 3
- 農地に関する各種申請について…………… 4
- 農地の貸借方法の変更について…………… 5
- 農業委員会の活動について…………… 6
- 農業者年金、農地賃借料情報…………… 7
- 料理レシピなど…………… 8



～地域の取り組みと農業者の紹介～

旭町の特産品『旭メロン』の復活



【なごみの里あさひで販売される『旭メロン』】

特に平成28年旭町に就農された森田^{もりたのぶ}信^{ゆき}行（新規就農者）さんが中心に地域貢献も兼ね『旭メロン』の継承復興に奮闘され、京都市内の有名レストランへ食材としての売り込み、また旭メロンのかき氷の販売やジャムづくりにも挑戦されており、令和6年にはマスコミにも取り組みが紹介され、「なごみの里あさひ」には問い合わせや、『旭メロン』を求めて遠方からのお客さんも増えてきたとのこと。

森田さんの目標は、地域の方々と連携し『旭メロン』の安定供給と販路の確立、将来的には亀岡市の特産品『旭メロン』と言われるよう取り組みを進めたいと語っておられます。

笹原 法明 委員

旭町では約155haの整備された農地が広がる田園地帯で、三俣川水系の豊かな水を活かした水稲作を中心に営農されています。

かつてはトマト・メロン・スイカ等の栽培や養鯉が盛んでした。特に『旭メロン』は専用集出荷場を有し有名百貨店にも出荷され人気を誇った時期もありましたが、時代の流れと共に作り手が減少し、細々と自家用に栽培されるのみとなっていました。

昔ながらのさっぱりした甘さと芳醇な香りが特徴の『旭メロン』を復活させようと、約10年前から旭町の村おこしとして取り組みがはじまり、新鮮野菜直売所「なごみの里あさひ」の店頭で販売を開始されました。



【森田信行さん】

安全・安心な亀岡の農作物を

地域計画の策定について

地域計画は、これまで地域のみなさんが守ってきた農地について、「将来的にそれぞれの農地を誰が耕作し、守っていくのか」を明確にするためのものです。

令和5年4月の法改正により、全国の市町村は令和7年3月末までの策定が義務付けられました。

亀岡市においては町単位の全18地区での策定に向けて進めています。

地域計画のQ & A

Q なぜ地域計画の策定が必要なのですか。

A 地域の現状や課題を明確にするためです。全国的に農業者の高齢化が進んでおり、亀岡市も例外ではありません。また、相続などにより地域外に農地所有者がいる事例も増えつつあります。近所の農地が勝手に資材置き場になっていたり、雑草だらけになっていても、誰と話し合えばよいかわからない、といったことを防ぐためにも、地域として将来的に守っていく農地を決めておく必要があります。

Q 地域計画を策定すると補助金などがもらえるのですか。

A 策定時に申請できる補助制度はありませんが、例えば農業機械購入を支援する国の補助事業などは、地域計画を策定していることが対象要件の一つになっています。

Q 地域計画を策定しない場合、罰則はありますか。

A 罰則はありませんが、今後、国の補助事業等において、地域計画を策定した区域を支援していく方針になっています。

Q すべての農地について、将来的な耕作者を決めないといけないのですか。

A あくまで地域として守るべき農地を計画に入れてください。
将来的に転用が予定されている農地や、市街化区域内的の農地は対象外です。

Q 地域計画で農地の耕作者を決めると、ずっとそのままなのですか。

A 策定した計画は、毎年変更が可能です。地域での話し合いを通して完成度を高めていくイメージです。また、耕作者が決まっていない農地については、今後検討するというので、保留にしてください構いません。

現在亀岡市では、地域の農業者のみなさんと一緒に、地域計画の策定を進めています。
農地の現状や将来の農地利用の目標や意向についても随時調査を実施していますので、ご協力をお願いいたします。

農地に関する各種申請について

耕作証明の発行

軽油の減免申請等で必要となる耕作証明は、農業委員会で発行します（手数料300円）。

申請にあたっては、本人確認書類をご持参ください。同一世帯員以外の方が申請される場合は委任状が必要となります。

非農地証明の発行

非農地証明とは、登記地目が農地であるにもかかわらず、農地法施行以前（昭和27年10月施行）に農地転用されたもの、自然災害等により農地として利用できないもの、耕作不適などやむを得ない事情によって概ね20年以上耕作放棄され、農地への復元ができないものについて発行する証明書です。

証明にあたっては、農業委員会の総会における承認が必要となりますので、申請される際は事前に農業委員会事務局にご相談ください。

残存小作地の賃貸借契約

農地法の改正により、契約者が小作契約の内容を農業委員会に通知することは不要となりましたが、更新事務を行わない場合でも、双方の合意解約がない限り権利は継続されます。

小作契約の解約については農業委員会への届出が必要です。

貸し借りしている農地を解約する場合

農地法第3条および農用地利用集積計画に基づき貸し借りされている農地を解約する場合は、双方合意の上、農業委員会に解約通知書等を提出する必要があります。

農地を相続した場合

相続によって農地を取得した人は、農地の所在する農業委員会へ農地の名義変更の届出が必要です。届出時には、相続した農地の登記事項証明書（相続登記ができているもの）を添付してください。届出書の様式は市のホームページに掲載しています。→【農地法第3条の3第1項届出書】

農地法に関する各種許可申請

農地法第3条・・・農地の売買、貸し借り（農地法3条に基づくもの）等をするための手続き。

農地法第4条・・・農地の所有者が自らの用（住宅、倉庫等）に供するために、所有する農地を農地以外の地目に変更するための手続き。

農地法第5条・・・第三者（個人または法人）が農地以外の用（住宅、倉庫等）に供するために、農地の所有者から所有権を取得したり、賃貸借または使用貸借による借り受けを行い、農地を農地以外の地目に変更するための法律手続き。

※農地転用は許可申請等の手続きが必要です。許可等を得ずに転用行為を行うことはできません。



各申請手続きについては、申請者や農地等の状況により必要となる書類が異なりますので事前に農業委員会事務局にご相談ください。

この地域を未来に引き継ぐためにも きれいな田んぼ 荒らさんといてね

農地の貸借方法が変わります

農業経営基盤強化促進法（基盤法）の改正に伴って、「利用権設定事業（いわゆる相対での農地貸借）」が廃止されたことから、令和7年4月からの農地の貸借は「農地中間管理機構を介した農地貸借」に移行します。

- 利用権設定事業（相対）の農地貸借については、将来の目指すべき農地利用の状況を示した「地域計画」に基づく、農地中間管理事業による貸借に移行します。
- 利用権設定事業（相対）で行われていた貸借の更新を行う場合は、農地の受け手が「地域計画」に掲載されていれば、引き続き同様に貸借を行うことができます。（掲載がない場合でも、地域計画を変更すれば貸借を行えます。）



※すでに権利設定がされている契約（相対）については、契約期間満了日まで有効です。

※この他、農地法第3条に基づく貸借については変更ありません。

農業委員会の活動について

～市内各町で農地パトロールを実施～



【農地パトロール（現地確認後）の会議の様子】

農業委員会では、毎年遊休農地の実態把握と無断転用の早期発見・解消を図るため農地パトロールを実施しています。

今年度は各町で重点的にパトロールをする地域を決め、農業委員、農地利用最適化推進委員、農家組合長、土地改良区等の農業関係者が1筆ずつ現地の確認を行いました。

パトロールの結果は各地区の関係者で共有し、耕作放棄地となっている農地に対しては草刈り等の指導を行っています。農地を手入れされない状態が続くと、病害虫の発生や有害鳥獣の隠れ場所等になり、農作物の栽培に影響が生じ近隣農地等に迷惑がかかります。農業者の皆様は引き続き農地の適正な管理をよろしくお願いいたします。

「亀岡市農業等施策及び予算に関する要望書」を市長に提出

令和6年10月21日、桂川市長に対して亀岡市の農業が抱える課題解決に向けて農業者の意見を反映していただくよう要望書を提出しました。

要望書の内容は、各地域の農業委員・農地利用最適化推進委員の意見、要望について審議を行い決定した内容です。



【要望書の主な項目】

- 1 地域計画の取り組みに向けた支援体制
- 2 集落営農組織に対する支援体制の強化
- 3 鳥獣害等対策
- 4 担い手の確保と支援
- 5 小規模農地・農家に対する助成
- 6 農地利用状況調査に係る費用助成
- 7 ほ場整備事業の推進と安全対策
- 8 水田活用交付金事業及び多面的機能支払交付金事業の条件緩和措置
- 9 肥料等価格高騰対策及び堆肥の生産支援と散布に係る費用支援
- 10 自然災害でハウス倒壊時の補助

農地はかけがえのない財産 遊休農地をなくそう

農業者年金制度のお知らせ

～お得な農業者年金に加入しませんか～

○農業者年金の加入資格は3つだけ

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

年間60日以上
農業に従事

国民年金第1号
被保険者

65歳未満

○保険料の設定は自由、加入・脱退も自由

保険料は月額2万円から6万7千円の間で、千円単位で自由に決められいつでも見直しが可能です。さらに、加入・脱退も任意のため、経営状況等に応じ柔軟な対応が可能になります。

○「終身」で年金を受給でき、万が一の場合は死亡一時金も

農業者年金は「終身年金」のため、一生涯、年金を受け取ることができます。また、万が一、80歳前に死亡した場合は、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を死亡一時金として要件を満たす遺族の方が受け取れます。

農地賃借料情報

農地の賃借料は、それぞれの農地の耕作条件などにより、貸し手・借り手双方の話し合いで決めていただくものです。ここに掲載する賃借料情報は、あくまでも話し合いの際に目安にさせていただくためのものであり、賃借料の金額を強制するものではありません。

区分	データ数（件）	賃借料（10 aあたり）別のデータ数（件）		
		5,000 円未満	5,000 円以上 10,000 円未満	10,000 円以上
賃貸借	74	15	21	38
使用貸借（無償）	357			

※ このデータは令和6年6月・12月に利用権設定された内容です。ただし物納は集計の対象にしていません。

農業者年金に加入しましょう

料理レシピ



『炊き込み寿司』



材料 (5～6人分)

- | | |
|------------------|-----------------|
| ・米 …………… 5合 | ・きぬさや…………… 適量 |
| ・ごぼう …………… 50g | ・紅しょうが …………… 適量 |
| ・人参 …………… 50g | ・砂糖 …………… 50g |
| ・干しいたけ …………… 10g | ・酢 …………… 100cc |
| ・ちりめんじゃこ …… 30g | ・酒 …………… 大さじ2 |
| ・卵 …………… 3個 | ・塩 …………… 小さじ2 |



- ①米は洗ってざるにあげて水を切る。
- ②ごぼうは細かいさがきにして、水にさらしてあくを抜く。
- ③人参は細かく切っておく。
- ④干しいたけは水で戻して細かく切っておく。
- ⑤卵は塩少々入れて、薄焼きにして錦糸卵を作る。
- ⑥きぬさやは色よくゆでておく。
- ⑦紅しょうがは千切りにする。
- ⑧炊飯器に米と調味料、干しいたけの戻し汁を入れ、水を加えて普通のご飯の水加減にしたところへ、下準備をした②～④とちりめんじゃこを入れて炊きあげる。
- ⑨炊きあがったら、まんべんなく混ぜ合わせ、器に盛って⑤～⑦を飾る。

出典:おばちゃんの亀岡ふるさと料理レシピ集

編集後記

今年地域計画の策定をはじめ、農業に関する話題がたくさんある1年となります。特に農地の貸し借りについては、今後は農地中間管理機構を介したものに変わります。日々様々な制度が変わる中、今後も皆さまには有意義な情報をお届けできるよう頑張っていますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

委員長 堀井 恭子

全国農業新聞を読んでもみませんか？



この国の農と食を伝えます。
週刊 金曜日発行 月700円(消費税込)
購読の申込みは、地域の農業委員会委員または、
農業委員会事務局(電話25-5059)へ

農業委員会だより 広報委員

委員長 堀井 恭子

- | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ・俣野 和俊 | ・岩田 和治 | ・中川 喜之 | ・堀下 孝次 | ・大石 守 | ・大西 良昭 |
| ・河本 隆一 | ・渡邊 武 | ・待田 浩行 | ・中澤加寿子 | ・笹原 法明 | |

豊かな心を育てるには楽しい食卓を